

米 総 第 2 3 5 号
令和 6 年(2024 年)10 月 9 日

米原市特別職報酬等審議会会長 様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

諮 問 書

米原市特別職報酬等審議会規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について米原市特別職報酬等審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

米原市議会の議員報酬の額について

答申を希望する時期

令和 6 年 12 月頃

諮問理由

米原市議会の議員報酬の額については、平成 21 年 11 月 1 日に改定され、以後見直しは行われていません。現在に至るまでの間、行政を取り巻く環境や社会経済情勢は大きく変化し、市議会ではこれらに対応するため議会基本条例の制定や市民に分かりやすい一般質問への取組などの議会改革を進められ、市議会議員としての活動も活発化しています。複雑・多様化する現代社会において、議会の役割は重要となり、議員の職責も専門化・専門化が進み、社会の変遷に柔軟に対応することが求められる議員の現在の状況を踏まえ、その報酬額について検討する必要があると考えています。

つきましては、米原市議会の議員報酬の額について、貴審議会でご審議賜りたく、ここに諮問いたします。